

さいたま市立
与野西北小学校
PTA会則・細則



与野西北小学校
さいたま市中央区円阿弥4-3-7
048(853)0109

2025年

さいたま市立与野西北小学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会の名称はさいたま市立与野西北小学校PTAという。
- 第2条 本会は事務局をさいたま市立与野西北小学校に置く。
- 第3条 本会は保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉を増進し、その幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。
1. 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の生活環境の向上に努める。
 2. 公教育の充実に努める。
 3. その他、本会の目的達成に必要な活動をする。
- 第5条 本会は前条の活動をするにあたり次の方針にしたがう。
1. 児童の教育ならび福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 本会は自主独立のものであって、特定の政党や宗教にかたよるような行為をしてはならない。
 3. 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦、支持することをしない。
 4. 学校の人事や、管理に介入しない。

第2章 ボランティア活動費

- 第6条 1. さいたま市立与野西北小学校に在籍する児童の保護者は、次の通りの活動費を納めるものとする。
- 活動費は一家庭、年額2,000円とする。

第3章 経 理

- 第7条 本会の経費は活動費、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第8条 本会の経費は総会において議決された予算に基づいて行なわれる。
- 第9条 本会の収支決算は監査委員の監査を経て報告し、保護者の承認を得るものとする。
- 第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 11 条 監査
本会の活動や収支を監査するために、監査委員を置く。委員の選出については会長が指名する。

第 4 章 役 員

第 12 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 8 名以上（教職員 1 名を含む。）

第 13 条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 正副会長は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。（教職員は在職期間とする。）
- (2) 他の役員の任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。

第 14 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理するとともに会議はすべて会長が招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
3. 執行部員
 - (1) 本会の活動について議事並びに重要事項を設置する。
 - (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
 - (3) 本会の庶務を行う。
 - (4) 本会の会計をつかさどり、その証票を保管する。
 - (5) 予算の立案を行う。
 - (6) 監査委員の監査を経て、総会にて報告をする。
 - (7) 保護者ボランティア活動の企画運営、招集を行う

第5章 機 関

第14条 1. 総会 2. ミーティング 3. 執行部会

第15条 総会

1. 総会は全保護者の決議機関である。
2. 総会の任務は次の通りである。
 - (1) 執行部員および監査委員の承認
 - (2) 活動報告、活動案、決算、予算案の承認
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他本会の目的を達成するための議案の審議、承認

第16条 ミーティング

執行部、学校、保護者との意見交換の場を年数回設ける。

第17条 執行部会議

ボランティア活動の円滑な運営のための総括的な調整を行う。

本会則は、昭和42年4月1日より施行する。

本会則は、令和6年3月18日より施行する。

会則施行細則

本細則は、昭和48年5月21日より施行する。

本細則を、令和6年3月18日より撤廃する。

さいたま市立与野西北小学校 P T A

個人情報取扱規則

第 1 条 目的

さいたま市立与野西北小学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第 2 条 責務

P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 管理者

P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

第 4 条 秘密保持義務

個人情報の管理者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 5 条 収集方法

P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

第 6 条 利用

取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. 活動費集金、管理、メール配信、その他の文書の配付。
2. P T A 行事等の出席名簿等

第 7 条 利用目的による制限

P T A は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 6 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 8 条 **管理**

個人情報 は 管理者 または 取扱者 が 保管 する もの と し、適正 に 管理 する。
不要 とな った 個人情報 は 管理者 立 ち 合 い の も と で、適正 か つ 速 や か に 廃 棄 する もの と する。

第 9 条 **保管**

紙 媒体 に 記載 さ れ た も の は 鍵 の か か る 場 所 で 保管 する。管理者、取扱者以外
の 目 に 触 れ る と こ ろ に 放 置 し な い 等 の 管理 を 適切 に 行 う こ と と する。

第 1 0 条 **第三者提供の制限**

個人情報 は、あ ら か じ め 本人 の 同意 を 得 な い で 第三者 に 提供 し て は な ら な い。
学校 が 持 つ 以上 の 個人情報 は な い た め、P T A か ら 第三者 へ の 情報 提供 は な い。

第 1 1 条 本規則の改定は、理事会の議決により全体委員会にはかり次期総会に報告しなければなら

付 則

本規則は、平成30年5月18日より施行する。

本規則は、令和5年2月1日より施行する。

本規則は、令和6年3月18日より施行する。